

各地方整備局道路部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人
日本高速道路保有・返済機構総務部長

} あて

国土交通省道路局
路 政 課 長

平成 2 3 年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る
占用の廃止及び占用料の取扱いについて

今回の地震に伴い占有物件が被災し、損壊した占有物件も多数あることから、被災した占有物件に係る占有の廃止及び占用料については、下記のとおり取り扱われたい。

記

1 被災により電柱、建物に附属する突出看板等の占有物件が損壊し、明らかに占有物件としての効用を失ったと認められる場合は、占有廃止の届出があったものとみなし、被災の日をもって道路の占有を廃止するものとする。この際、占有物件の現状を確認して個別に判断することを原則とするが、被災状況により個別確認が困難な場合は、各地方整備局等において対象となる路線の区域及び物件の種類を指定し、該当する占有物件すべてが廃止されたものとして取り扱って差し支えない。

なお、継続物件であって占有が廃止された物件については、平成 2 3 年度の占用料が発生しないこと及び既に納付された平成 2 2 年度分の占用料については道路法施行令第 1 9 条の 2 第 2 項の規定により返還する必要がないことを申し添える。

2 被災を受けた建物の解体、解体後の新築及び被災を受けた建物の補修に必要な道路法施行令第 7 条第 2 号及び同条第 3 号に係る占有物件の占用料については、免除とする。

なお、免除に当たっては、被災を受けたことを証明する罹災証明書又はその写しを提出させるものとする。